

令和4年（2022年）
第1回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第 1 4 号議案 町田市職員定数条例の一部を改正する条例																																						
<p>【議案提出の目的】 市の業務を執行するために必要な職員数の見込みに合わせて、職員の定数を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 職員の定数*を次のとおり改めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前後の差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">1,947 人</td> <td style="text-align: center;">1,904 人</td> <td style="text-align: center;">▲43 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 病院事業の職員</td> <td style="text-align: center;">634 人</td> <td style="text-align: center;">659 人</td> <td style="text-align: center;">+25 人</td> </tr> <tr> <td>(3) 議会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">17 人</td> <td style="text-align: center;">17 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員</td> <td style="text-align: center;">496 人</td> <td style="text-align: center;">324 人</td> <td style="text-align: center;">▲172 人</td> </tr> <tr> <td>(5) 選挙管理委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">9 人</td> <td style="text-align: center;">9 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 農業委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(7) 監査委員の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">3,116 人</td> <td style="text-align: center;">2,926 人</td> <td style="text-align: center;">▲190 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「職員の定数」とは、実働者数(実際に業務に従事する職員数)の上限数をいいます。</p> <p>○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 地方自治法第 172 条(職員)</p> <p>【経緯】 ○ 市民病院では、町田市民病院第 4 次中期経営計画（2022 年度～2026 年度）において、HCU（高度治療室）の開設を目指しており、これにより条例に定める職員の定数を超えることが見込まれることから、定数増をするものです。 ○ 一方、市長の事務部局及び教育委員会の事務局等では、実働者数が、条例に定める職員の定数より少ないことから、定数減をするものです。</p>					改正前	改正後	改正前後の差	(1) 市長の事務部局の職員	1,947 人	1,904 人	▲43 人	(2) 病院事業の職員	634 人	659 人	+25 人	(3) 議会の事務局の職員	17 人	17 人	-	(4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員	496 人	324 人	▲172 人	(5) 選挙管理委員会の事務局の職員	9 人	9 人	-	(6) 農業委員会の事務局の職員	5 人	5 人	-	(7) 監査委員の事務局の職員	8 人	8 人	-	合計	3,116 人	2,926 人	▲190 人
	改正前	改正後	改正前後の差																																				
(1) 市長の事務部局の職員	1,947 人	1,904 人	▲43 人																																				
(2) 病院事業の職員	634 人	659 人	+25 人																																				
(3) 議会の事務局の職員	17 人	17 人	-																																				
(4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員	496 人	324 人	▲172 人																																				
(5) 選挙管理委員会の事務局の職員	9 人	9 人	-																																				
(6) 農業委員会の事務局の職員	5 人	5 人	-																																				
(7) 監査委員の事務局の職員	8 人	8 人	-																																				
合計	3,116 人	2,926 人	▲190 人																																				
問合せ先	総務部 総務課長 谷	電話	724-2108																																				

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第15号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>																		
<p>【議案提出の目的】 職員の不妊治療のための休暇を新設するため、及び介護休暇等における介護の対象となる要介護者の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 不妊治療に係る通院等のための休暇として「出生サポート休暇」を新設します。</p> <p>＜出生サポート休暇の概要＞</p> <table border="1" data-bbox="185 631 1473 1059"> <tr> <td data-bbox="185 631 564 754"> <p>休暇を取得できる場合</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="564 631 1473 754"> <p>不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 754 564 871"> <p>休暇の日数</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="564 754 1473 871"> <p>一の年度において5日（体外受精等に係る通院等の場合は、10日）の範囲内</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 871 564 965"> <p>取得可能時間・単位</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="564 871 1473 965"> <p>1日、半日又は1時間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 965 564 1059"> <p>給与</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="564 965 1473 1059"> <p>有給</p> </td> </tr> </table> <p>○ 介護休暇等における介護の対象となる要介護者として、現行の配偶者及び2親等内の親族のほかに、「同一の世帯に属する者」を加えます。</p> <p>○ 2022年4月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条</p> <p>【経緯】 ○ 出生サポート休暇は、国家公務員について2022年1月1日から新設されました。</p> <p>○ 介護休暇等の対象者の拡大は、東京都の制度に合わせるものです。</p>				<p>休暇を取得できる場合</p>	<p>不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>			<p>休暇の日数</p>	<p>一の年度において5日（体外受精等に係る通院等の場合は、10日）の範囲内</p>			<p>取得可能時間・単位</p>	<p>1日、半日又は1時間</p>			<p>給与</p>	<p>有給</p>		
<p>休暇を取得できる場合</p>	<p>不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>																		
<p>休暇の日数</p>	<p>一の年度において5日（体外受精等に係る通院等の場合は、10日）の範囲内</p>																		
<p>取得可能時間・単位</p>	<p>1日、半日又は1時間</p>																		
<p>給与</p>	<p>有給</p>																		
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 横山</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>																

議案概要

議案名	第16号議案 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 会計年度任用職員の育児休業等に係る取得要件を緩和するため、及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業[※]について、在職期間 1 年以上の要件を廃止します。</p> <p>※ 「部分休業」とは、小学校就学前の子を養育する職員が、勤務時間の一部を勤務しないことをいいます。</p> <p>○ 職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、以下の措置を講じることを任命権者に義務付けます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認・ 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等） <p>○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 人事院規則 19-0（職員の育児休業等）第 3 条及び第 28 条</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 国家公務員の育児休業等に関する改正は、2022 年 4 月 1 日から施行されます。</p> <p>○ 東京都も、令和 4 年(2022 年)第 1 回都議会定例会にて、同様の改正を予定しています。</p>			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761

議案概要

議案名	第17号議案 町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における危険手当の支給限度額の特例について、適用期間を延長するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 危険手当の支給限度額の特例*の適用期間の終期を「2022年3月31日」から「2023年3月31日」に改めます。</p> <p>※ 「危険手当の支給限度額の特例」とは、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合に「1日につき5,000円を超えない範囲内」で危険手当を支給するものです。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 東京都も、令和4年(2022年)第1回都議会定例会にて、同様の改正を予定しています。</p>			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761

議案概要

議案名	第18号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

国が「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定したことに伴い、消防団員の活動の実態に応じた報酬及び費用弁償を支給するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 報酬について、新たに出勤報酬を加えるとともに、年額報酬の額を改めます。

[出勤報酬]

区分	報酬額
災害のための出勤(4時間超)	1日につき7,000円
災害のための出勤(4時間以下)	1日につき4,000円
警戒、訓練等のための出勤	1回につき2,500円

(参考)国基準

報酬額
災害に関する出勤は、1日につき8,000円を標準とする。災害以外の出勤は、市町村が出勤の態様や活動時間等を勘案し、定める。

[年額報酬]

<改正前>

<改正後>

職名	報酬額
団長	365,000円
副団長	228,000円
分団長	185,000円
副分団長	140,600円
部長	117,800円
副部長・班長	107,000円
団員	103,000円



報酬額
347,000円
228,000円
176,000円
134,000円
112,000円
102,000円
98,000円

(変更なし)

(参考)国基準

報酬額
団員階級については、36,500円を標準とする。団員より上位の階級については、市町村が業務の負荷や職責等を勘案し、定める。

(参考)国基準

- 費用弁償の額を「水災害等1回の出勤につき3,200円」から「災害、警戒、訓練等1回の出勤につき1,000円」に改めます。

費用弁償の額
必要額を措置する。

- 2022年4月1日から施行します。

【経緯】

- 消防庁から、令和3年4月13日付けで「非常勤消防団員の報酬等の基準」について、通知が発出されました。
- 本通知では、出勤報酬の創設、年額報酬の基準額等について定められており、2022年4月1日からの措置が望ましいとされています。

問合せ先	防災安全部 防災課長 星野	電話	724-3075
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第19号議案 町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

町田市フォトサロンの施設のうち、第1展示室を2室に分割して利用できるようにするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 施設の「第1展示室」を「第1展示室A」及び「第1展示室B」に改め、利用料金を次のとおり設定します。

<改正前> (2022年10月4日まで)

区分	単位	利用料金
第1展示室	1日	3,130円
第2展示室	1日	1,560円



<改正後> (2022年10月5日から)

区分	単位	利用料金
第1展示室A	1日	1,570円
第1展示室B	1日	1,570円
第1展示室 (A Bを同時に利用 する場合)	1日	3,130円
第2展示室	1日	1,560円

- 2022年10月5日から施行します。

【改正により何がかわるか】

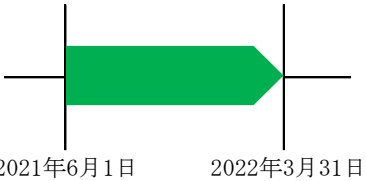
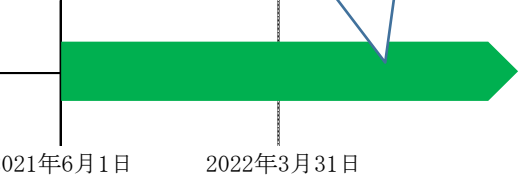
- 利用者にとって、選択肢が増えることで、より利用しやすい環境が整います。

問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 神谷	電話	724-2184
------	---------------------	----	----------

議案概要

議案名		第20号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例					
【議案提出の目的】							
国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。							
【議案の内容】							
○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。							
<改定前>							
医療分		後期高齢者支援金分		介護分			
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割		
5.65%	32,700円	1.93%	11,100円	1.76%	13,400円		
↓							
<改定後>							
医療分		後期高齢者支援金分		介護分			
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割		
5.93%	34,400円	2.00%	11,500円	1.87%	14,100円		
+0.28pt	+1,700円	+0.07pt	+400円	+0.11pt	+700円		
[モデルケースにおける年税額]							
・3人世帯の場合							
(夫43歳→前年中の所得200万円、妻41歳→所得なし、子ども(未就学児以外)→所得なし)							
<改定前>304,800円 → <改定後>319,700円 (増額14,900円)							
○ 地方税法等の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を5割軽減します。(世帯の所得等に応じて7割・5割・2割の軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額に対して、さらに5割を軽減します。)							
<改定前>							
未就学児の医療分 均等割				未就学児の後期高齢者支援金分 均等割			
7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
10,320円	17,200円	27,520円	34,400円	3,450円	5,750円	9,200円	11,500円
↓							
<改定後>							
未就学児の医療分 均等割				未就学児の後期高齢者支援金分 均等割			
7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
5,160円	8,600円	13,760円	17,200円	1,725円	2,875円	4,600円	5,750円
○ 民法の改正に伴い、結核医療給付金の支給を判定するための課税状況を確認すべき対象者について、「20歳以上の被保険者(20歳未満の場合は世帯主)」を「18歳以上の被保険者(18歳未満の場合は世帯主)」に改めます。							
○ 2022年4月1日から施行します。							
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 田中			電話	724-4027		

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第21号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 食品衛生法に基づく営業許可に関する手数料の軽減に関する経過措置期間を延長するため、 所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法に基づく営業許可に関する手数料の軽減に関する経過措置について、「2022年3月31日までに申請する場合に限り」とする時限の規定を削ります。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2021年第1回定例会において、食品衛生法等の改正に伴い、本条例が改正され、各種営業許可業種の手数料が整理されました。(2021年6月1日施行) ○ その際、業種区分の変更に伴って、手数料が引き上げられた業種については、経過措置として、2022年3月31日までに申請する場合に限り、1回目の更新手数料を従前の手数料と同額とする時限措置が定められました。 ○ 今回、コロナ禍による景気低迷や事業者の事業継続等に配慮するため、2022年3月31日までの申請とする時限措置を廃止するものです。 <p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="209 1272 778 1910" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>前回の改正 (2021年6月1日施行)</p> <p>喫茶店営業 (8,200円) → 飲食店営業 (8,900円)</p>  <p>2022年3月31日までの、1回目の更新手数料が改正前の額(8,200円)となりました。</p> </div> <div data-bbox="871 1272 1441 1910" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>今回の改正</p> <p>経過措置期間が延長されます。</p>  <p>2022年3月31日を過ぎても、1回目の更新手数料が改正前の額(8,200円)となります。</p> </div> </div>			

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 2 2 号議案 町田市大地沢自然交流サイト条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 青少年だけでなく、幅広い世代の、誰もが気軽に利用できる施設にすることを目的として、施設の名称、利用料金の設定区分等を改めるため、及び指定管理者制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するため、町田市大地沢青少年センター条例の全部を改正するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称を「大地沢青少年センター」から「大地沢自然交流サイト」に改めます。 ○ 利用料金の設定区分を「青少年団体等と一般」から「団体と団体以外」に改めるとともに、野外炊事場及びレクリエーションホールについて、利用料金を設定します。 ○ 指定管理者による管理等に関する規定を整備します。 ○ 2023 年 4 月 1 日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大地沢青少年センターは、1978 年(昭和 53 年)、恵まれた自然環境の中で野外活動や宿泊等の様々な取組を通して、青少年の健全な育成と市民の福祉の増進を目的に設置されました。 ○ しかし、近年は、少子高齢化や利用者ニーズの変化・多様化により、利用者数が減少しています。 ○ 2015 年度の市民参加型事業評価を契機に、施設管理・運営形態のあり方について、検討を開始し、2017 年度にセンターの運営委員会から、「民間活力を導入した効率・効果的な運営を行うことが必要」との報告を受けました。 ○ 2018 年度には、町田市子ども・子育て会議から「民間活力を導入し、大地沢の魅力を活かした施設運営をすることが望ましい。」との答申を受けました。 ○ この答申を受けて、民間事業者へのアンケート・ヒアリングを実施したほか、利用者ニーズの把握を目的として様々なイベントを開催し、検証を行ってきました。 ○ 2021 年、本施設の魅力を十分に生かして、幅広い世代に利用していただくためには、民間のノウハウを生かした事業を展開するなど、より専門性、自主性を持った運営が望まれることから、指定管理者制度の導入を決定しました。 			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 大地沢青少年センター所長 守屋</p>	<p>電話</p>	<p>782-3800</p>

議案概要

議案名	第23号議案 町田市宅地開発事業に関する条例及び町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市住みよい街づくり条例の改正※に伴い、関係する2本の条例について、規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>※ 町田市住みよい街づくり条例の改正は、2021年第4回定例会において可決されました。地区の特性を活かした個性ある街づくりを推進するため、「街づくり活動の推進」や「早期周知による街づくり」等について規定しています。</p> <p>【議案の内容】 ＜引用規定の改正関係＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市住みよい街づくり条例から引用する条例番号等のほか、「地区街づくりプラン」の名称を「まちビジョン」に改めます。○ 2022年4月1日から施行します。 <p>＜早期周知による街づくり関係＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市住みよい街づくり条例による標識設置等の手続が、早期に実施されることに伴い、標識設置等の適用除外に関する規定を削ります。○ 2023年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ これまで、「町田市住みよい街づくり条例に基づく標識設置等の手続」と「本議案の条例に基づく標識設置等の手続」が同時期であったため、適用除外としていましたが、2023年4月1日以降は、標識設置等の時期が異なることから、本議案の条例に基づく標識設置等の手続が必要になります。			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 原田	電話	724-4256

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第24号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 「南町田グランベリーパーク駅周辺地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ [南町田グランベリーパーク駅周辺地区] 2021年11月の「町田市都市計画南町田グランベリーパーク駅周辺地区地区計画」の都市計画変更に伴い、当該地区における「地区計画の名称」、「建築することができる建築物[*]」等を改めます。</p> <p>※ 都市計画変更により、一部の地区において、「倉庫業を営む倉庫」の建築ができるようになり、「工場（自家販売のために食品製造業を営むものその他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。）」の建築ができなくなりました。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 建築基準法第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限）</p> <p>○ 建築基準法施行令第136条の2の5（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査担当課長 位田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4413</p>

議案概要

議案名	第25号議案 町田市公共料金支払基金条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市が支払う公共料金の事務を、より円滑かつ効率的に行うことを目的として、町田市公共料金支払基金を設置するため、制定をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 基金の設置、基金の額、運用、管理等について定めます。○ 基金の額は、2億円です。○ 2022年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第241条(基金) <p>【制定により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市が支払う公共料金について、納付書による支払から、口座自動引落払とすることにより、当該支払事務をより円滑かつ効率的に行うことが可能となります。○ 口座自動引落払となる公共料金は、電気料金、ガス料金、上下水道料金、電信電話料金、放送受信料金等です。			
問合せ先	会計課長 高野	電話	724-2196

議案概要

議案名	第26号議案 町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市立小中学校の体育館空調設備の使用料及び町田第一中学校の開放施設の使用料等を定めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

＜町田市立小中学校の体育館空調設備＞

- 使用料^{※1}を1時間あたり300円とします。

※1 使用料は、他市事例等を参考に設定しました。

- 2022年6月1日から施行します。

＜町田第一中学校の開放施設＞

- 既存の温水プール及び体育館に加えて、新たに市民が利用することができる開放施設について、開放日、開放時間及び使用料を次のとおり設定します。

[開放施設]

団体利用	武道場、交流ホール、多目的室、第一音楽室、家庭科室
個人利用	図書室

[開放日・開放時間・使用料]

開放施設	開放日・開放時間・使用料 ^{※2}			
	月曜日・火曜日	土曜日・日曜日・休日		
	夜間	午前	午後	日中
	午後7時～ 午後9時	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時
武道場	1,700円	2,500円	3,400円	5,900円
交流ホール	900円	1,400円	1,900円	3,300円
多目的室	500円	800円	1,100円	1,900円
第一音楽室	400円	700円	900円	1,600円
家庭科室	400円	600円	800円	1,400円
図書室	無料			

※2 使用料は、生涯学習センターを参考に設定しました。

- 2022年8月1日から施行します。

【経緯】

- 町田市立小中学校への体育館空調設備の設置は、2022年2月に全校完了しました。
- 新たな開放施設に係る町田第一中学校の改築工事は、2021年7月に完了しました。

問合せ先	生涯学習部 生涯学習センター長 樋口	電話	728-0071
------	--------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第27号議案 町田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 生涯学習センター陶芸スタジオの廃止に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習センター陶芸スタジオに関する規定を削ります。 ○ 2022年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条（教育機関の設置） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1994年(平成6年)、東京都から移譲された建物を「陶芸スタジオ」に改称し、まちだ市民大学 HATS の陶芸事業として、使用を開始しました。 ○ その後、2013年度からは陶芸講座が定員割れになるなど、受講者が減少したことに加えて、老朽化により、陶芸窯の1基が使用できなくなったため、2017年度、通年での陶芸事業を廃止しました。 ○ 2018年度から、単発の陶芸教室を開催するなどしていましたが、2019年に、残存の陶芸窯1基の性能が劣化したことから、安全性を考慮し、2020年度から本施設を閉鎖しました。 ○ 2020年度から本施設の活用について、検討を進めてきましたが、文化財施設への転用は、困難との結論に至り、他部署で活用する方針となりました。 			
<p>問合せ先</p>	<p>生涯学習部 生涯学習センター長 樋口</p>	<p>電話</p>	<p>728-0071</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第28号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約</p>										
<p>【議案提出の目的】 2022年度及び2023年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約の変更をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都後期高齢者医療広域連合では、2008年4月の設立以来、2年ごとの保険料改定期に合わせ、高齢者に過重な保険料負担をかけないため、各市区町村の負担による独自の保険料軽減対策を実施してきました。 ○ 2022年度及び2023年度においても、都内62市区町村の協議に基づき、引き続き2年間、各市区町村が負担金を支弁し、保険料軽減対策を実施します。 ○ 保険料軽減対策を実施することで、2022年度及び2023年度の保険料は均等割額が46,400円、所得割率が9.49%となります。 <p style="text-align: center;">＜保険料軽減対策を引き続き実施する場合＞</p> <table border="1" data-bbox="272 1014 767 1099"> <tr> <td>均等割額</td> <td>46,400円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>9.49%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔参考〕 ＜保険料軽減対策を実施しない場合＞</p> <table border="1" data-bbox="272 1234 767 1319"> <tr> <td>均等割額</td> <td>48,900円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>10.20%</td> </tr> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第291条の3（広域連合の規約の変更） ○ 地方自治法第291条の11（議会の議決を要する協議） 				均等割額	46,400円	所得割率	9.49%	均等割額	48,900円	所得割率	10.20%
均等割額	46,400円										
所得割率	9.49%										
均等割額	48,900円										
所得割率	10.20%										
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 保険年金課長 田中</p>	<p>電話</p>	<p>724-4027</p>								

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第29号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について</p>		
<p>【議案提出の目的】 生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費を徴収するため、訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったことにより、支給済みの生活保護費相当額 3,895,185 円の徴収が必要となりました。 ○ 上記のうち、1,140,000 円の納付を受けましたが、いまだに 2,755,185 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起） ○ 生活保護法第78条（費用の徴収） 			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 納税課債権対策担当課長 石川</p>	<p>電話</p>	<p>724-3295</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第30号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、調節池整備事業に伴い築造予定の道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 929 号線その他の合計 14 路線 総延長 1066mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第31号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 忠生 65 号線 延長 28mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第32号議案 市道路線の変更について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為に伴い、既存路線の区域の一部を新設された道路の位置に変更するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 開発行為に伴い、開発区域内の既存路線（忠生 373 号線）の一部、延長 198mの市道を廃止し、新設された道路の延長 156m、及び他路線と重複する延長 87mの合計 243mを新たに市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 2 項及び第 3 項(市道路線の変更)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 奥村</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第 3 3 号議案 包括外部監査契約の締結について																
<p>【議案提出の目的】 2022 年度の包括外部監査契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市では、2007 年 4 月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市の財務に関する事務の執行等のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行います。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 252 条の 36 第 2 項</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 ○ 契約金額 9,500,000 円を上限とする額 ○ 契約相手方 住所 東京都新宿区西新宿七丁目 19 番 14-1106 号 氏名 谷川 淳 資格 公認会計士 ○ 契約期間 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで</p> <p>【過去の実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 20%;">包括外部監査人</th> <th style="width: 50%;">テーマ</th> <th style="width: 20%;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021 年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">青山 伸一</td> <td>指定管理者制度に関する事務の執行について</td> <td style="text-align: right;">9,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>2020 年度</td> <td>外郭団体に係る財務事務の執行等について</td> <td style="text-align: right;">10,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>2019 年度</td> <td>保健所に関する財務事務の執行について</td> <td style="text-align: right;">11,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額	2021 年度	青山 伸一	指定管理者制度に関する事務の執行について	9,500,000 円	2020 年度	外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000 円	2019 年度	保健所に関する財務事務の執行について	11,000,000 円
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額														
2021 年度	青山 伸一	指定管理者制度に関する事務の執行について	9,500,000 円														
2020 年度		外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000 円														
2019 年度		保健所に関する財務事務の執行について	11,000,000 円														
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 菊地	電話	724-2503														

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第34号議案 町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方 について</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市名誉市民の推挙について、議会の同意を求めるものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が顕著で市民の尊敬を受けるものに対して、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、町田市名誉市民の称号を贈るものです。</p> <p>○ 以下の者を推挙いたします。</p> <p>氏名 森村 誠一 職業 作家</p> <p>【功績の概要】</p> <p>森村氏は、1969年6月、本格推理小説「高層の死角」で第15回江戸川乱歩賞を受賞し、作家デビューを果たされました。その後、1970年代の推理小説ブームを牽引し、代表作「人間の証明」はベストセラーとなり、推理作家としての確固たる地位を築かれました。</p> <p>また、2002年「町田市文学館開設準備懇談会」の会長に就任いただき、2006年10月の町田市民文学館ことばらんど開館に向けて、多大なご尽力をいただきました。</p> <p>さらに、2010年には森村氏の貴重な原稿や自筆ノート等236点をご寄贈いただくなど、町田市の文学・文化発展に大いに寄与されました。</p> <p>(受賞歴)</p> <p>1969年 第15回江戸川乱歩賞(「高層の死角」) 1973年 第26回日本推理作家協会賞(「腐蝕の構造」) 1974年 第10回小説現代ゴールデン読者賞(「空洞の怨恨」) 1976年 第3回角川小説賞(「人間の証明」) 2003年 第7回日本ミステリー文学大賞 2008年 第10回加藤郁乎賞(「小説道場」) 2011年 第45回吉川英治文学賞(「悪道」)</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 町田市名誉市民条例第3条</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>政策経営部 秘書課長 塩澤</p>	<p>電話</p>	<p>724-2100</p>

議案概要

議案名	第35号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2022年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民又は町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、又はこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人65名、団体14組、合計79件です。

<該当者内訳>

	個人	団体	計
納税意識の高揚及び納税事務の円滑化に尽力	1	/	1
企業の振興・発展に尽力	2	/	2
環境保全活動の推進に尽力	/	1	1
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	2	/	2
薬物乱用防止活動に尽力	3	/	3
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	7	/	7
赤十字奉仕団役員として献血奉仕活動に尽力	1	/	1
登録要約筆記者として地域福祉活動に尽力	3	/	3
消防団員として災害防止活動に尽力	25	/	25
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	8	8
青少年の健全育成活動に尽力	1	/	1
幼稚園教育の振興に尽力	1	/	1
社会教育の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	3	3	6
文化芸術の振興に尽力	2	/	2
保護司として住民の福祉向上に尽力	5	/	5
語学支援活動者として社会福祉の向上に尽力	2	/	2
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	4	/	4
市の公益のために寄附	2	2	4
計	65	14	79

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 塩澤	電話	724-2100
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第36号議案 権利の放棄について																	
<p>【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産又は死亡により、請求権を行使できない又は請求権行使に実効性がない債権について、権利の放棄をするものです。</p>																		
<p>【議案の内容】</p> <p>○ 次の未収債権について、権利の放棄をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、当該債権の請求権を行使できないもの 																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費徴収金</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> <td style="text-align: right;">4,694,669 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">4 件</td> <td style="text-align: right;">331,235 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">9 件</td> <td style="text-align: right;">5,025,904 円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費徴収金	5 件	4,694,669 円	生活保護費戻入金	4 件	331,235 円	合計	9 件	5,025,904 円			
債権名	債権数	債権額																
生活保護費徴収金	5 件	4,694,669 円																
生活保護費戻入金	4 件	331,235 円																
合計	9 件	5,025,904 円																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が死亡し、法定相続人が存在しない、又は、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたこと等から、当該債権の請求権行使に実効性がないもの 																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費徴収金</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: right;">392,167 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> <td style="text-align: right;">583,123 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">4 件</td> <td style="text-align: right;">281,574 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">7 件</td> <td style="text-align: right;">1,256,864 円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費徴収金	1 件	392,167 円	生活保護費返還金	2 件	583,123 円	生活保護費戻入金	4 件	281,574 円	合計	7 件	1,256,864 円
債権名	債権数	債権額																
生活保護費徴収金	1 件	392,167 円																
生活保護費返還金	2 件	583,123 円																
生活保護費戻入金	4 件	281,574 円																
合計	7 件	1,256,864 円																
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第10号（権利の放棄） ○ 破産法第253条第1項（免責許可の決定の効力等） ○ 民法第939条（相続の放棄の効力） 																		
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 石川	電話	724-3295															